

# **全国介護保険事業者指定 指導監督担当者会議**

**平成18年6月12日(火)**

**厚生労働省老健局**

# **株式会社コムスンの利用者の サービス確保対策について**

## 株式会社コムスンの利用者のサービス確保対策について

### 1 利用者に対する周知について

株式会社コムスンの介護サービスの利用者の安心を確保するために、市町村は、都道府県の協力を得ながら、別に提示する説明チラシを活用するなどにより、

- ① 同社の事業所は、少なくとも平成20年3月31日までの間は、引き続き介護サービスを提供できること、
- ② 同社の事業所について、指定更新時期が到来することにより事業を廃止することことになる場合及び事業者が自ら事業を廃止する場合には、他の事業者の紹介等の措置を講じさせるよう都道府県及び市町村が協力して指導を行うこと、

などについて、同社のサービスを利用するすべての利用者に対して確実に周知を図られたい。

また、株式会社コムスンの介護サービス利用者から相談に対応するために、都道府県及び市町村において相談窓口を設置されたい。

### 2 サービス確保対策についての市町村の課題の把握

各市町村(保険者)においては、別添様式により、被保険者が利用している株式会社コムスンの各事業所について、

- ① 事業所名
  - ② 事業所の指定年月日
  - ③ 当該市町村の被保険者に係る利用者数(3月31日現在)
  - ④ 同一エリア内での同サービス提供事業者の有無
  - ⑤ 当該事業所が廃止された場合の代替サービス確保の見込み
- について、調査を行い、都道府県に送付されたい。

都道府県においては、管内の市町村の回答の集計を行った上で、6月30日までに厚生労働省宛に電子媒体で回答を送信されたいこと。

### 3 事業所の更新時期到来までの介護サービス提供に係る介護サービス

事業者としての義務の徹底について

株式会社コムスの各事業所は、それぞれの指定更新時期が到来するまでの間は、指定事業者である。

指定事業者には、例えば指定訪問介護事業者には、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第9条及び第10条の規定により、

- ① 正当な理由なくサービスの提供を拒んではないこと、
  - ② 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合には、他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない、
- といった義務が課されている。

都道府県及び市町村においては、指定更新時期が到来するまでの間は、上記のような義務を各事業所に徹底させることにより、利用者の求めに応じて介護サービスが提供されるよう適切に指導されたい。

#### 4 廃止届が提出された場合の対応

事業所の廃止届には、「現にサービスを受けていた者に対する措置」の明示が求められている。

したがって、株式会社コムスの事業所から廃止届が提出された場合には、事業者の指定権者である都道府県又は市町村は、廃止届に記載されている当該記載事項に係る記載の有無やその内容について必ず確認を行い、介護サービス利用者のサービス利用の継続が図られていることを確認した上で届出を受理されたい。

(株)コムスン介護サービス利用者状況把握調査票(都道府県指定分)

【都道府県名】

【保険者名】

サービス種類	①事業所の名称	②指定年月日	③利用者数 (3月31日現在)	④同一エリア内での同サービス提供 事業者の有無 「有」、「無」のいずれかを記入	⑤代替サービス確保の見込み (可能、ある程度可能、不可能、不明)のいずれかを記入
訪問介護					
介護予防訪問介護					
訪問入浴介護					
介護予防訪問入浴介護					
訪問看護					
介護予防訪問看護					
通所介護					
介護予防通所介護					
特定施設入居者生活介護					
介護予防特定施設入居者生活介護					
福祉用具貸与					
介護予防福祉用具貸与					
特定福祉用具販売					
特定介護予防福祉用具販売					
居宅介護支援					

【記入上の注意】

- (1) 同じサービス種類の事業所が複数ある場合は、欄を追加してください。
- (2) ③については、各市町村(保険者)が保有している審査済みの請求記録である、平成19年3月分の請求から抽出を行ってください。
- (3) ④の「同一エリア」とは、(株)コムスンの設置している事業所のサービス提供が可能な地域として想定している範囲(指定申請書の「通常の事業実施地域」)を指すものとして記入してください。
- (4) ⑤については、(株)コムスンが設置している事業所が平成23年12月7日までに指定更新が行われない場合の被保険者に対する代替サービスの提供が可能か否かについて、市町村が現時点での判断を行って記入してください。

(株)コムスン介護サービス利用者状況把握調査票(市町村指定)

【都道府県名】

【保険者名】

サービス種類	①事業所の名称	②指定年月日	③利用者数 (3月31日現在)	④同一エリア内での同サービス 提供事業者の有無	⑤代替サービス確保の見込み
				「有」、「無」のいずれかを記入	(可能、ある程度可能、不可能、不明)のいずれかを記入
夜間対応型訪問介護					
認知症対応型通所介護					
介護予防認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
地域密着型特定施設入居者生活介護					
介護予防支援					

【記入上の注意】

- (1) 同じサービス種類の事業所が複数ある場合は、欄を追加してください。
- (2) ③については、各市町村(保険者)が保有している審査済みの請求記録である、平成19年3月分の請求から抽出を行ってください。
- (3) ④の「同一エリア」とは、(株)コムスンの設置している事業所のサービス提供が可能な地域として想定している範囲(指定申請書の「通常の事業実施地域」)を指すものとして記入してください。
- (4) ⑤については、(株)コムスンが設置している事業所が平成23年12月7日までに指定更新が行われない場合の被保険者に対する代替サービスの提供が可能か否かについて、市町村が現時点での判断を行って記入してください。

**株式会社コムスンの  
不正事例に関する  
これまでの経緯等について**

## 株式会社コムスの不正事例に関する これまでの経緯等について

### 1 経緯

- (1) 株式会社コムスについては、全国的な監査等において、平成19年6月5日現在、5都県8事業所において不正な手段による指定申請を行ったことが確認された。
- (2) これらの行為は指定取消処分相当のものであるが、いずれの事案においても取消処分前に事業所の廃止届が提出され、結果的に取消処分がなされなかったところ。
- (3) 厚生労働省としては、これら不正行為の事実確認及び法の適用を検討した結果、青森県内及び兵庫県内の事例が平成18年4月以降の申請に基づいた指定のケースであったため、改正介護保険法の「不正又は著しく不当な行為」に該当するものとして、居宅サービスを含むすべてのサービス種類について、株式会社コムスの事業所の新規指定・更新をしないように都道府県等に通知(6月6日付け)。
- (4) 同日、株式会社コムスに対し、処分内容の伝達とともに、改正介護保険法の規定に則り、更新時期までのサービス提供及び更新ができなくなる事業所が出てくる、来年4月以降の利用者の移行のための事業計画の作成等を指示した。
- (5) 同日夜、株式会社コムスは、従来の事業を別法人である同一資本グループ内の日本シルバーサービス株式会社へ、事業譲渡する方針を公表した。
- (6) 厚生労働省としては、6月7日、同社に対して、別添1のとおり、
  - ① 平成20年3月までの間は株式会社コムスが責任を持って現行の利用者にサービス提供すること

- ② 同一資本グループ内の別会社への事業譲渡は、利用者や国民の納得を得られない行為であり、日本シルバーサービス株式会社への譲渡は凍結すべきこと
  - ③ 平成20年4月以降の受け皿について、7月末までに作成する「事業移行計画」も踏まえ、厚生労働省と十分調整・相談すべきこと
- などを行政指導した。

(7) これを受けて、6月8日、同社はグループ内の別会社への事業譲渡については、スケジュールを含め、現時点では何も決まっていなし、今後、厚生労働省と調整しながら、検討する旨公表した。

## 2 コムスンに対する指導内容について

### (1) 株式会社コムスンに対する指示の内容について

6月6日に株式会社コムスンに対し、別添2の資料に基づき、以下の事項について指導を行った。

#### ① 事業移行計画の策定等

平成23年12月7日までの間、各事業所の指定更新が受けられないことに伴い、更新時期到来までの間に、現在のサービス利用者が他のサービス事業者へのサービス利用に円滑に利用できるよう、事業所ごとに指定更新時期、事業継続予定期間と、期間終了後の事業引継等の具体的措置内容等を記載した事業移行計画を7月31日までに策定し、提出すること。

策定した事業移行計画は、計画全体を厚生労働省に、都道府県ごとの計画を各都道府県に、各事業所ごとの計画を当該事業所の担当地域を管轄する市町村(保険者)に対して提出するとともに、計画の提出後3か月ごとに計画の進捗状況を計画の提出先にそれぞれ報告すること。

なお、事業移行計画及びその後の進捗状況の報告は、いずれも公表すること。

② 指定更新時期までの確実な介護サービスの提供

現在指定されている株式会社コムスンの事業所は、平成20年4月以降の指定更新時期までは、指定を受けた介護サービス事業者であり、介護サービス事業者としての義務を果たし、現在のサービス利用者が困ることのないよう、当該期間におけるサービス提供に万全を期すこと。

③ 利用者への説明

株式会社コムスンは、各事業所のサービス利用者に対して、サービス利用の円滑な引継のために必要な説明を行い、利用者に対する理解を得ながら事業者の引継を行うこと。

④ 行政による指導の遵守

株式会社コムスンは、法令に基づく義務を遵守するとともに、利用者のサービス確保等のために事業移行計画の内容も含め、行政が行う指導に従うこと。

⑤ 従業員の雇用の確保

株式会社コムスンは、他の事業者へのサービス利用の移行措置を採るに当たっては、従業員の雇用確保についても適切な配慮を行うこと。

## 介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の運用等について

### 1 指定又は許可について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の欠格事由に該当する場合には「指定又は許可をしてはならない」とこととされている。
- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、不正の手段により指定を受けたという事実により、欠格事由の一つとして掲げられている「居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解釈される。
- この不正行為は居宅サービス（訪問介護等）及び介護予防サービスの事業者の指定を受けるときに行われていたものであるが、介護保険法では、すべてのサービスの種類の指定又は許可の欠格事由として「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」という要件が含まれているため、すべてのサービスの種類において、指定又は許可の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、不正行為の発生から5年間(複数の不正行為があった場合には、もっとも遅い不正行為の発生から5年間)は、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないということとなる。

### 2 指定又は許可の更新について

- 介護サービス事業者の指定又は許可は6年ごとのに更新を受けなければならないが、その要件は、指定又は許可の規定を準用しているため、更新を行う場合にも1と同様の運用となる。

### 3 指定又は許可の取消について

- 介護保険法上、介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由に該当する場合には、「指定又は許可を取り消すことができる」とされている。

- 今回の青森県及び兵庫県の不正事実は、1と同様に、取消事由の一つにあげられている「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解される。
- この「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者という取消事由は、すべてのサービスの種類の指定又は許可の取消事由の一つであるため、すべてのサービスの種類において指定又は許可の取消事由に該当することとなる。
- しかしながら、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

#### 4 役員等の取扱いについて

- 介護保険法上、不正又は著しく不当な行為をした事業者の役員等についても、法人と同じように、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとされている。
- 今回の事案における役員等とは、以下のとおり。
  - ① 不正行為を行った時点での申請書に役員として氏名の記載をされている者
  - ② 当該不正行為を行った事業所の管理者
- これらの役員等については、それぞれの不正行為の時点から5年間は介護サービス事業者の役員等は指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することとなる。
- したがって、これらの役員等が別の法人の役員又は申請者（病院等である場合）については、介護サービス事業者の指定又は許可をしてはならないこととなる。
- なお、これらの役員等は取消事由にも該当することとなるため、これらの役員等が別の法人の役員等又は介護サービス事業者（個人の病院等）である場合には、当該別の法人又は介護サービス事業者（個人の病院等）は指定又は許可の取消事由に該当することとなる。  
この場合における取消処分の取扱いについては、今回明らかになった不正事実のみで直ちに取り消さなければならないということで

はなく、個別の事業所ごとに監査等を行い、事実確認を行った上で、取消処分を行うべきか判断すべきものである。

- また、複数の不正行為があった場合には、各不正行為における役員等が、それぞれの不正行為の発生から5年間、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当することとなる。

#### 5 指定取消処分手続中の廃止届についての今後の取扱い

今後、監査中や指定取消処分手続に入る前などに事業所の廃止をした場合であっても、当該指定取消相当の事実が確定し、当該事実が「不正又は著しく不当な行為」に当たると判断される場合には、指定又は許可及び更新の欠格事由、指定又は許可の取消事由に該当すると判断することが可能である。

#### 6 監査の継続実施について

平成19年4月10日老健局総務課長・振興課長通知に基づく監査実施については、引き続き、広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査を「不正な手段による指定申請」がなされていないかについて、夏頃までに実施していただきたい。

(別添 1)

## 厚生労働省からコムスンへの指導事項

(平成 19 年 6 月 7 日)

- 平成 20 年 3 月末日までの間は、混乱を避ける意味からも、コムスンが責任を持って現行利用者へのサービスを提供するべきであること。
- 同一資本グループの別会社に事業譲渡するのでは、利用者や国民の納得を得ることはできないこと。
- したがって、7 月末を目途とする日本シルバーサービス株式会社への事業譲渡は、凍結すべきであること。
- 平成 20 年 4 月以降の受け皿作りについては、7 月末までに作成する事業移行計画も踏まえ、厚生労働省とコムスンとの間で十分に調整・相談していくべきであること

## 事業移行計画について

平成19年6月6日  
厚生労働省老健局

### 1. 事業移行計画の策定

平成23年12月7日までの間、貴社の指定事業所の新規指定及び指定更新が行われないことに伴い、更新時期到来までの間に、現在のサービス利用者が、他の事業者のサービス利用へ円滑に移行できるよう、以下の事項を記載した事業移行計画(以下「計画」という。)を7月31日までに策定すること。

(計画の主な記載事項)

- ① 事業の移行に関する基本的な方針
- ② 既利用者のサービス確保に当たっての基本的考え方
- ③ 各事業所の指定更新時期  
(既に廃止届を提出している事業所については、その旨)
- ④ 各事業所について、事業継続予定期間と、期間終了後の事業引継等の具体策の内容
- ⑤ 各事業所における利用者のサービス利用継続のための具体的措置の内容
- ⑥ その他移行に当たって必要な事項

### 2. 計画の提出

策定した計画は、以下のとおり関係機関に提出すること。

- ① 計画全体を厚生労働省に提出
- ② 都道府県ごとの計画を各都道府県に提出
- ③ 各事業所ごとの計画は、各事業所の担当地域を管轄する市町村(保険者)に提出

### 3. 計画の公表

計画は、貴社、厚生労働省、都道府県、関係市町村においてそれぞれ公表すること。

### 4. 利用者への説明

貴社は、各事業所のサービス利用者に対して引継先のサービス事業者などについて十分説明を行うこと。

### 5. 計画の進捗状況の報告

計画の提出後、3か月ごとに、2. に掲げた計画の提出先に対して、それぞれ計画の進捗状況の報告を行うとともに、報告した内容の公表を行うこと。

### 6. 指導の遵守

貴社は、法令に基づく義務を遵守するとともに、必要に応じて行われる行政の指導に従うこと。